

鹿沼市本庁舎/キッチンカー及び移動販売車の募集要項

1. 事業の目的

「市民、文化、歴史を未来につなぐまちづくりの拠点」がコンセプトの鹿沼市本庁舎で、敷地内における「未利用部分」を効果的・効率的に運用し、本庁舎周辺地区での賑わいの創出を図るため。

2. 対象施設の情報

(1) 対象施設の概要

対象施設である「鹿沼市役所本庁舎」は、施設・設備の老朽化や耐震性の不足、環境負荷低減・高度情報化・ユニバーサルデザイン等への対応の限界を理由に再整備事業に着手し、約 10 年の期間をかけ令和 5 年 5 月に完全開庁を迎えました。

明快で使い易い、機能性と効率性を兼ねた新たな本庁舎は、来庁者用駐車場を 175 台（第 1 ～ 3 駐車場合計）備えており、気兼ねなく立ち寄れる本市の中心施設として、市民の皆様に親しまれております。

【鹿沼市役所本庁舎】

所在地	鹿沼市今宮町 1688-1
土地面積	9,054.42 m ² （本庁舎敷地（第 1 駐車場のみ））
来庁者駐車場台数	第 1 駐車場（本庁舎敷地内）：121 台 第 2 駐車場（今宮神社北側）：29 台 第 3 駐車場（今宮神社南西側）：25 台

【案内図・写真】

別添本庁舎位置図・航空写真等一覧

(2) 出店場所に関する情報

出店場所	鹿沼市役所本庁舎 キッチンカー等配置予定地 ※詳細は、別添本庁舎位置図等を確認のこと。
出店日時	平日、午前 10 時から午後 4 時まで ※午前 9 時から準備可能。片付け後、午後 5 時までに敷地内から退出すること。
出店台数	原則 1 日 1 台 ※同日で複数の出店希望者から申込がある場合は、抽選を実施。 商材が被らず、電源が必要なければ、1 日 2 台まで可。
電気コンセント	1500W 100V まで（行政棟外部 西側保守用コンセント） ※キッチンカー出店場所までの距離：約 15 メートル ※延長コード・電気ドラム・出店場所からコンセントまでの養生資材等は自前で用意すること。 ※明らかに上記の電気容量を超えて使用する場合には、各自用意

	<u>すること。ただし、騒音防止のため、使用可能な電源はポータブルバッテリーのみ。発電機の使用は認められない。</u>
使用料・電気料	<u>1日500円/台</u> <u>※付帯の電源を使用しない場合は、電気料200円を差し引いた額（300円）とする。</u>

3. 使用許可

市行政財産のため「行政財産使用許可申請書」により、許可をいたします。

販売品目は、酒類を除く飲食物（自動車関係の営業（調理営業・販売業）で栃木県の保健所より許可を得ているもの）とします。その他の商品についても、許可条件がある場合、その許可を得ている商品・サービスとします。

4. 出店者の資格要件等

（1）出店者の資格要件

食品を販売するにあたり、次に掲げる全てを満たしていることが要件です。

- （ア） 飲食物を販売品目とする場合は、食品衛生責任者の資格及び自動車による食品営業に係る営業許可（調理営業又は販売業若しくはその両方）を有すること
- （イ） 販売品目に応じて、食品衛生責任者又はそれに代わる資格を有すること
- （ウ） 出店期間内において営業許可書の期限が有効であること
- （エ） 生産物賠償責任保険（ＰＬ保険等）に加入している者
- （オ） 移動販売車は出店者が所有権を持っているものに限り、レンタル車での出店ができない。
ただし、リース車で出店する場合は、車検証の使用者と営業許可証の名義が同一である場合に限り可能とする（使用者および名義が、法人と法人に雇用されている個人の関係の場合は同一とみなす）。
- （カ） 車検が有効期限の満了日を過ぎていないこと
- （キ） その他、営業に必要な許可や資格及び市が必要とする要件を有する者

（2）出店者の制限

次の要件のいずれかに該当する者は、出店者及び出店者の構成員になることができません。応募後においても同様の取扱いとします。

- （ア） 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当する者
- （イ） 銀行取引停止処分を受けている者
- （ウ） 懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行が終わっていない者
- （エ） 会社更生法に基づき更生手続き開始の申し立てをしている者、又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てをしている者
- （オ） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（令和3年法律第77号）第2条に規定する団体またはその構成員。また暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

- (カ) 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律」(平成 11 年法律第 147 号) 第 5 条の規定による観察処分を受けた団体及びその関係者
- (キ) 法人税、消費税若しくは地方消費税又は市税等の滞納をしている者
- (ク) 政治性、宗教性のある者
- (ケ) 過去 3 年以内に、食品衛生法に基づく行政処分を受けた者

(3) 出店に関する留意事項

(ア) 費用負担

出店に関する費用は、原則出店者の負担とします。

(イ) 提出書類の取扱い・著作権等

- ① 提出書類の著作権は出店者に帰属しますが、**提出書類は返却いたしません。**また、出店者の書類及びその内容については、事業以外では出店者に無断で使用しないものとし、第三者に情報を漏らすこともありません。ただし、事業の実施状況や実績について第三者から情報の開示を求められた場合には、出店者に調査し、提供することがあります。極力ご協力願います。
- ② 出店の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、提案を行った出店者が負うものとします。

(ウ) 法令等の遵守

出店に当たっては、事前に出店者の責任において関係法令等を確認し、事業実施時における法令適合のリスクは出店者に帰属することとします。

(エ) 守秘義務

出店にあたって知り得た情報を許可なく第三者に伝えることを禁止します。

(オ) 失格事項

出店者が次のいずれかに該当する場合は、失格とします。

- ① 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ② 審査の公平性に影響を与える行為があった場合
- ③ 本要領に定める手続きを遵守しない場合

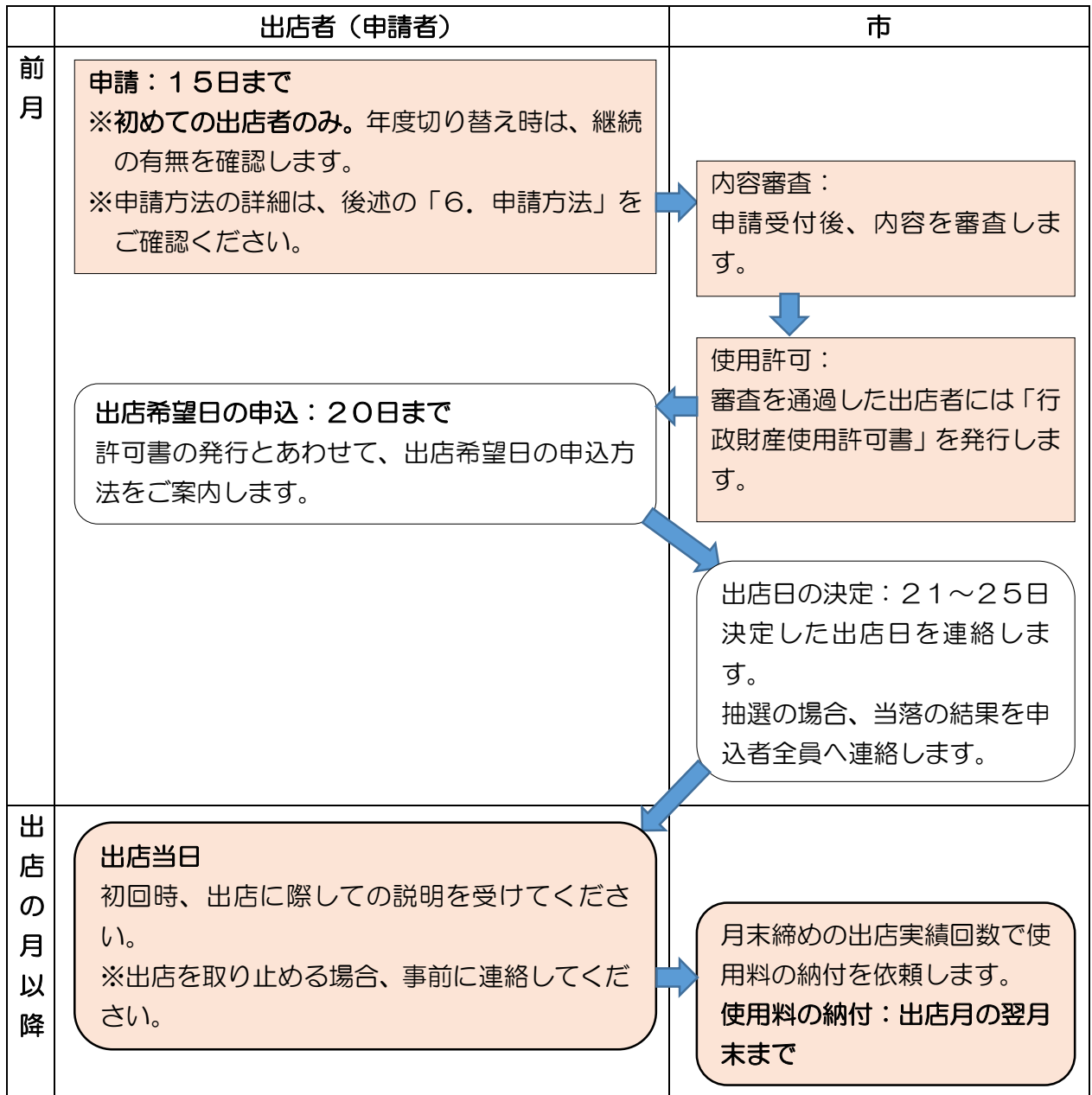
(カ) その他

- ① 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に十分配慮願います。
- ② 天候、緊急の工事等、又催事等の実施により出店が困難と判断した時は、営業を取りやめることとします。ただし、材料費、人件費、売上げなど一切の損失については、補填或いは保証はいたしません。
- ③ 書類提出後に辞退する場合は、行政財産使用廃止届(要領様式 4)を提出してください。
- ④ 責任及びリスク分担の考え方として、出店者が実施する事業については、出店者が責任を持って遂行することとします。当該事業に伴い発生するリスクについては、原則として出店者が負うものとします。
- ⑤ 出店は、許可書に記載された条件を遵守して公共施設を使用してください。なお、**使用**

期間中は、許可書を携行願います。

- ⑥ 出店終了時は毎回、原状復帰の上、返却してください。
破損、汚損等を生じさせた場合には、速やかに市へ連絡してください。なお、原状回復の経費等については、出店者の負担とします。
- ⑦ 使用料について、**指定された納入期限までに納入が確認できない場合、出店許可を取り消します。**
- ⑧ 申請した利用内容に反するなど、本事業の目的から逸脱し、市からの警告等が発せられても改善が見られない場合は、出店許可を取り消すことがあります。
- ⑨ 本要項に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、法令（鹿沼市の条例、規則等を含む。）の定めるところによるもののほか、市と出店者で協議の上処理することとします。

5. 申請から出店までの流れ



6. 申請方法

(ア) 申請書類

- ① 行政財産使用許可申請書（要領様式 1）
- ② 事業概要書（要領様式 2）法人の場合は定款も添付。団体・会社案内がある場合は添付。
- ③ 食品衛生法に基づく営業許可（写し）（栃木県内の保健所が発行したもの）
- ④ 出店車両の車検証（写し）
- ⑤ 団体代表者の住民票（法人の場合は商業登記簿謄本）
※申請日から 3 か月以内に取得したものに限る
- ⑥ 誓約書（要領様式 3）
- ⑦ メニュー・販売物資料および画像（品目・価格・特徴があれば内容）

(イ) 申請書類の提出

- ・提出日時： 平日（土、日、祝日を除く） 8 時 3 0 分から 1 7 時まで
- ・提出先： 〒322-8601 栃木県鹿沼市今宮町 1688-1
鹿沼市 行政経営部 行政経営課（市役所本庁 5 階 2 番窓口）

7. この事業に関する問い合わせ先

窓 口：鹿沼市今宮町 1688-1
鹿沼市 行政経営部 行政経営課 公有財産活用係
電話：0289-63-2481
Mail：gyouseikeiei@city.kanuma.lg.jp